

建設課からのお知らせ

道路維持補修業務嘱託員を募集します

募集人員・応募資格

- 身 分 年間雇用（嘱託職員）
- 募集人員 1名（八百津町にお住まいの方で、普通自動車の運転免許を取得している人）
- 給 料 面接の上決定
- 勤務する日 1週5日間程度（役場勤務条件と同様）
- 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- 職務内容 町道等（農・林道含む）の維持修繕（道路側溝の清掃、道路法面の草刈り、簡易な舗装穴埋め）
- 採用期日 5月1日（木）予定 ※ただし、雇用期間の更新は年度ごとに実施
- その他 社会保険・傷害保険（年齢によって雇用保険・年金）
- お申し込み方法 市販の履歴書に必要事項を記入の上、4月11日（金）までに役場3階 建設課管理係まで提出してください。申込み後、面接（日程は後日連絡）を行います。
- お問い合わせ 役場3階 建設課 管理係 ☎43-2111（内線2311・2312）

総務課からのお知らせ

みのかも定住自立圏 事業の募集について

みのかも定住自立圏

○「平成26年度 つながる事業」の募集説明会を開催します。

応募を希望される方は、説明会に必ず出席してください。（必須条件です）

■説明会

- とき・ところ ①4月13日（日） 午後2時～4時 美濃加茂市生涯学習センター402号室
②4月17日（木） 午後7時～9時 美濃加茂市生涯学習センター201号室
- お申し込み 4月11日（金）までに、電話で美濃加茂市役所定住自立圏推進室（☎25-2111（内線447・448））へ

■事業概要

- 対象事業 みのかも定住自立圏共生ビジョンに掲げる事業
※共生ビジョンの内容など、詳しくは「みのかも定住自立圏ホームページ（<http://wikii.jp/kamomaru>）」をご覧ください。

○対象団体（次のすべてを満たしていること）

- 1 国または他の地方公共団体から補助金等を受けていない事業
- 2 圏域市町村で活動しているか、これから活動を考えている団体または事業者
- 3 5人以上の会員で、かつ会員の半数以上が圏域市町村に居住、通勤または通学していること
- 4 補助金の請求時に、美濃加茂市に居住、通勤または通学している人が1人以上いること
- 5 対象となった事業を実施し、完了すること
- 6 政治活動、宗教活動または公益を害する活動でないこと
- 7 暴力的不法行為者、圏域市町村の一般競争入札の参加制限者、圏域市町村の税の滞納者でないこと

○補助種類

- A 社会貢献サービス型 事業の例：独居老人の見守りボランティア活動、支援など
補助金額の上限：補助対象経費の9/10（限度額20万円）
- B ソーシャルビジネスはじめる型 事業の例：地域特産品開発・販売事業など
補助金額の上限：補助対象経費の9/10（限度額200万円）

※補助する期間は、最大で3年間です。なお、毎年選考・審査があり、2年目、3年目は補助金額・限度額が変わります。

※事業に対する補助金額の割合と限度額は、選考・審査の評価得点により異なります。

※Aは5団体、Bは9団体を予定しています。なお、応募団体の数や事業の経費などによって変わります。